G　Fに係る標準税率
H　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額
I　Hに係る標準税率
J　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

A×0.04＋B×（0.04－C）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額
B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額
C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額
B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額
C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

ロ　市町村　復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

A×0.014＋B×（0.014－C）

算式の符号

A　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額
B　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額
C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは、0.014とする。

（平成三十年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条　平成三十年九月において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「平成三十年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　平成二十九年度省令第五条第三項に規定する平成二十九年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十九年度省令第三条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び平成二十九年度省令第五条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十四年度省令第一条第二項の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号及び平成二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十五年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十六年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十七年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十八年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十九年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十九年度省令第三条第一項第二号及び平成二十九年度省令第三条第一項第二号及び第四条の規定により算定した額（平成二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）並びに平成二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

2　前項の場合において、平成三十年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額を加算した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、平成三十年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した平成三十年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を平成三十一年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（平成三十年度三月震災復興特別交付税額の算定方法）

第四条　各道府県及び各市町村に対して、平成三十一年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「平成三十年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から平成三十年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（平成三十年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　平成三十一年三月において、平成三十年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額